

第3 2回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場 生活環境影響調査評価委員会 議事録

○ **佐藤室長補佐** 開会に先立ちまして、少々お時間をいただきたいと思います。

皆様御案内のとおり、本委員会の副委員長でいらっしゃいました細見正明先生が昨年9月19日に逝去されました。細見委員におかれましては、平成19年7月の本委員会の設置以来、副委員長としてのお立場からの確な御助言や御鞭撻をいただき、本委員会の運営に多大なる御貢献をいただきました。昨年の6月には、竹の内産廃処分場に隣接した焼却施設跡地に直接足をお運びくださり、現場を確認の上、御指導いただいたところございました。

このように、本委員会に御尽力いただきました細見委員が亡くなられましたことは、誠に残念でなりません。ここに細見委員の御冥福をお祈りして黙祷を捧げたいと存じます。皆様恐縮でございますが、御起立をお願いいたします。

では、黙祷。

黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、只今から第3 2回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、環境生活部長の鈴木より御挨拶申し上げます。

○ **鈴木部長** 本日はお忙しい中、そして寒さ厳しき折、この委員会に御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

先ほど黙祷を捧げさせていただきましたが、長年にわたり御尽力いただきました細見委員には、本当にこの委員会にお力添えをいただきました。細見委員の御逝去の報に際しまして心からお悔やみを申し上げたいと思います。前回の委員会でも非常にお元気な様子、活動的な様子から、私といたしましては非常に信じられない気持ちでいっぱいでございます。そしてまた、前回の委員会が終わった後に私の部屋に立ち寄っていただきまして親しく歓談させていただきました。そういったこともありまして、本当に残念の極みでございます。

細見委員の御遺志を受け継ぎまして、また本日御出席の委員の皆様から引き続き御意見を伺いながら、竹の内産廃処分場の維持管理や環境モニタリング調査を継続し、周辺環境への影響が生じないよう適切に対応してまいりたい、そういった思いを新たにしているところでございます。

さて、本日は今年度上半期に実施いたしました大気環境や浸透水の水質等に関するモニタリングの結果を報告書案としてとりまとめ、諮問させていただきますので、御審議をよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、専門的な見地から御意見をいただきまして、御審議をいただきたいと思いますことでございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○ **佐藤室長補佐** 本日の出席者につきましては、次第裏面の名簿を御覧いただきたいと思います

思います。

細見委員の後任といたしまして、須藤委員長にも御相談の上、東北大学大学院工学研究科教授の西村修様に新たに委員に御就任いただいております。後ほど御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。また、岡田委員から欠席の御連絡をいただいていることから、現時点で委員長、委員合わせまして10人のうち9人の御出席をいただいております。村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例第4条第2項では、会議の成立要件を委員の半数以上の出席としておりますことから、本日の会議が有効に成立していることを御報告いたします。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

環境生活部長鈴木でございます。

- **鈴木部長** どうぞよろしくお願いいたします。
- **佐藤室長補佐** 環境生活部次長安藤でございます。
- **安藤次長** どうぞよろしくお願いいたします。
- **佐藤室長補佐** 竹の内産廃処分場対策室長柳澤でございます。
- **柳澤室長** どうぞよろしくお願いいたします。
- **佐藤室長補佐** 技術補佐庄子でございます。
- **庄子技術補佐** どうぞよろしくお願いいたします。
- **佐藤室長補佐** 私は室長補佐佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、配布資料の確認をお願いいたします。まず次第、裏面に出席者名簿がございます。それから座席表、次に村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書案について、諮問の写しでございます。それから、資料1として報告書案。資料2として報告書の概要版の案。資料3、これはA3判の1枚ものになりますけれども、モニタリングの状況一覧表。最後に参考資料として、平成21年度以降の各種モニタリング調査結果の概要ということで、お付けしております。以上でございます。配布漏れ、印刷の不備等ございませんでしょうか？よろしいでしょうか？

それでは、議事に先立ちまして、細見委員の後任となる副委員長の選出の件で少々お時間をいただきたいと思っております。副委員長につきましては、本委員会の設置当時から2名体制となっております。須藤委員長に御相談させていただき、その御助言を踏まえ、引き続き2名体制で本委員会を運営していく必要があると判断いたしましたので、細見委員の後任となる副委員長を互選により選出していただければと存じます。

それでは、ここからは評価委員会条例第4条第1項の規定により、須藤委員長に議長をお務めいただきます。須藤委員長、よろしくお願いいたします。

- **須藤委員長** はい、かしこまりました。それでは、議長を務めさせていただきます。

今の事務局の御下命のとおり、細見委員の後任として副委員長の選出を行いたいと思っております。評価委員会条例第3条第1項の規定により、委員の皆様の互選により副委員長を定めることになっております。委員の皆様、御意見、あるいは御提案等ございますでしょうか。

どうぞ、風間委員。

○ **風間委員** 細見委員と専門分野が近く、廃棄物行政に関する知識が豊富で、また宮城県環境審議会水質専門委員であります、新任でありますけれども、西村委員にやっていただいたらいかがかと思いますが、どうでしょう。

○ **須藤委員長** 風間委員、御発言ありがとうございます。只今、風間委員から西村委員の副委員長への就任について御発言をいただきました。他に何か御意見はございますか。

○ **稲森委員** それで結構です。

○ **須藤委員長** 結構ですか。ありがとうございます。

それでは、他に御意見がないということでございますので、風間委員の御提案の細見先生の後任の第1順位の副委員長として西村委員にお願いすることによろしいでしょうか。

○ **稲森委員** はい、結構です。

○ **須藤委員長** 皆さん御異議がないようでございますので、副委員長には西村委員にお願いしたいと存じます。プレートを置いていただけますか。只今から西村委員に副委員長として、ぜひ御活躍をお願いしたいと思います。

それでは、西村委員、最初の委員会でびっくりされているかもしれませんが、委員就任の上、加えて副委員長も務めていただくことになり、この会議はあまりよく御存じないかもしれませんが、事前に事務局から十分御説明いただいていると思いますので、先生から御挨拶をお願いしたいと思います。

○ **西村副委員長** 本日からこの委員会に参加させていただくことになりまして、さらに副委員長に御選出いただきましたということで、大変緊張感いっぱいでございます。

私は細見先生の後任ということで委員会に参加させていただきますが、細見先生には私も若い頃から水質浄化の研究等、御指導いただきまして、私自身も大変細見先生の訃報に際しては驚いた次第でございます。

細見先生の学識には足元にも及ばない私でございますが、私なりに微力ではございますが全力を尽くしまして、竹の内地区の生活環境の保全に委員の皆様方がこれまでも御尽力されたのと同様に、あるいは私自身としてはさらにしっかりと勉強して頑張る力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞ御指導のほどよろしく願いいたします。

○ **須藤委員長** 西村委員、力強いお言葉ありがとうございます。この委員会は大変活発でもありますし、目標がはっきりしておりますので、お力添えを一層お願いしたいということでよろしく願いいたします。

それでは、委員会の議事を始める前に、傍聴人からの御発言はこの会は従来からたくさんございまして、事前に傍聴人の意見をお伺いしておいて、会議終了後に特別に会を設けて傍聴人の御意見を伺うということにしております。本日も御発言があるということでございますので、会議が終わったから失礼しますということのないように、是非最後まで本会に出席いただくことをお願いしておきます。

それでは議題に入ります。(1) 審議事項、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活

環境影響調査（案）について事務局から説明をしてください。柳澤室長あるいは庄子技術補佐，両方になるかもしれませんが，まず審議事項の1について御説明をお願いいたします。大体30分間ぐらいかかるかもしれませんので，皆さんよろしくお聞き取りください。お願いします。

○ **柳澤室長** 室長の柳澤です。恐れ入りますが，着座で御説明させていただきます。

それでは，本日の諮問事項でございます令和2年度上半期に実施いたしました調査結果に係る「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書（案）」について，御説明申し上げます。

初めに，右上に資料2と記載しております，「報告書概要版（案）」をお開きいただきたいと思えます。

概要版（案）の表紙をめくって1ページを御覧ください。タイトルでございますが，「1生活環境影響調査の概要」でございます。今回のモニタリング調査の評価対象期間は，令和2年4月から令和2年9月までの半年間でございます。

右側の表1-1にモニタリングの実績を掲載しております。対象期間内に調査を行った項目には「黒い丸印（●）」，令和2年度下半期に調査を予定している項目には「黒い菱形（◆）」で表記しております。

次の2ページには，現在のモニタリング計画を一覧にしておりますので，御参考にしていただければと思えます。

このモニタリング計画に基づきます結果等につきましては，「2 環境モニタリングの結果」として，3ページに環境モニタリングの結果をとりまとめてございます。結果をとりまとめたものが，A3判1枚もの，右肩に資料3とございます「環境モニタリングの結果及び令和2年度上半期の状況一覧表」になりますので，こちらも御確認いただければと思えます。

この一覧表には，これまでに基準等への超過のあった項目を「基準等超過項目」の欄に抽出して記載しており，その隣の「基準等超過項目の測定値・基準等超過地点数」の欄に，全期間，前回の評価期間，そして今回の評価期間のそれぞれの期間における測定値を記載しております。今回の評価対象期間の結果につきましては青い太線で囲んでいるところでございます。

なお，基準値等を超過したのものにつきましては赤字で記載するとともに，括弧書きで超過した地点数を記載しております。

モニタリング結果の概要については，主にこの資料3の一覧表に基づき，資料2の概要版（案）も用いながら御説明してまいります。なお，説明の都合上，資料3を「一覧表」，資料2を「概要版」とさせていただきます。

初めにA3判1枚ものの資料3でございますが，「一覧表」の上段，調査目的の欄になりますが，こちらが一番上，「2. 1生活環境保全上の支障の有無の把握」に関する環境モニタリングのうち，右にスライドしていただいて調査名が一番上，「大気環境調査」についてでございます。

処分場内と、対照地点の村田町役場の2地点で調査を実施しておりまして、調査結果は一番右側の欄に記載のとおり、環境基準が定められている4物質、指針値が定められている6物質で基準値等に適合してございました。

「概要版」3ページの下に地図を示してございますが、調査地点につきましては左側の下にあります黒丸に示しているとおりでございます。処分場の中央部になります。

調査結果につきましては、真ん中上の表2-1に記載のとおりでございまして、また、これまでの傾向につきましては図2-1から図2-13のとおりとなっております。

調査項目の13項目の全てで処分場内と対照地点では同程度の濃度でございまして、処分場の発生ガスによる周辺への影響はほとんどないものと考えられます。

「一覧表」にお戻りいただきまして、調査名の2つ目、「硫化水素連続調査」でございまして。評価対象期間の測定値は青い線で囲まれているとおりで、定量下限値でございまして0.005ppm未満であり、管理目標値としております0.02ppmに適合してございました。

「概要版」の5ページをお開きください。左下の図2-14になりますが、こちらに示す処分場敷地境界と村田第二中学校の2地点において硫化水素を24時間連続測定してございます。

右のグラフになりますが、図2-15をご覧ください。4つのグラフがありますが、2段落目のグラフで平成20年12月以降、管理目標値を超える濃度は測定されておらず、管理目標値を満たす状態が継続してございます。

「一覧表」に戻っていただきまして、調査名の3つ目と4つ目、「放流水水質調査」と「河川水水質調査」でございまして。

放流水の水質につきましては、「管理型最終処分場」に定められた放流水基準を準用して比較いたしますと、全ての項目で放流水基準に適合してございました。

また、放流先となる荒川の水質につきましては、放流水合流地点の上流側と下流側で同様の値でございました。

「概要版」の6ページになりますが、「放流水水質調査」と「河川水水質調査」の資料でございまして。調査地点につきましては、左下の図2-16にお示ししてございます。

その図の上になりますが、「(1)放流水」の2つ目の黒い四角(■)を御覧ください。後ほど御説明いたしますが、処分場内の「浸透水水質調査」において、砒素、1,4-ジオキサン及びBODについて、地下水等検査項目基準を超過いたしました。これらの3項目に係る放流水の水質は、準用する放流水基準に適合してございました。詳細につきましては、資料1の28ページに記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

「概要版」のほうにもう一度戻っていただきまして、「(2)河川水」の1つ目の黒い四角(■)を御覧ください。放流水の合流地点の上流側と下流側で同程度の値を示していることから、最終処分場からの放流水が荒川の水質に及ぼす影響は概ね無いものと考えられます。

「一覧表」にお戻り願います。調査目的の2つ目、「2.2浸透水等の地下水の拡散又は

そのおそれの把握」の欄を御覧ください。

まず、調査名の上の欄になりますが、処分場内の「浸透水水質調査」でございます。先ほども少し触れましたが、資料中央の青い線で囲まれ、クリーム色で着色された3項目で、地下水等検査項目基準を超過いたしました。この3項目ですが、砒素と1,4-ジオキサンは1地点、BODにつきましては8地点において基準を超過しております。

その下の欄の緑色で着色されました、ほう素、ふっ素及びダイオキシン類については、それぞれ5地点、6地点及び1地点で環境基準を超過したという状況でございます。

その下の調査名「地下水水質調査」につきましては、全ての項目において基準への超過はございませんでした。

「概要版」の7ページを御覧ください。調査地点を示した地図でございますが、真ん中の下に図2-23で示してございますが、処分場内の「浸透水調査」が「黒い丸印(●)」の11地点、処分場周辺の「地下水調査」が「黒い三角印(▲)」の10地点となります。

「浸透水水質調査」の詳細につきましては、8ページの表2-2を御覧ください。

左側の分析項目の欄になりますが、黄色に着色されたところに砒素とございます。砒素につきましては、H16-13の1地点で基準値を超過してございます。左側の分析項目に1,4-ジオキサン、こちらも黄色く着色されてございますが、同じくH16-13の1地点で基準値を超過してございます。その下のBODでございますが、8地点で基準値を超過した結果となっております。

これらの3項目につきましては、変動は見られるものの概ね横ばいの傾向を示してございます。「概要版」の28ページに砒素、29ページに1,4-ジオキサン、30ページにBODということで、こちらの3項目につきましてはの経年変化の状況を取りまとめてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

8ページの表2-2を御覧ください。ほう素につきましては5地点、ふっ素については6地点で地下水環境基準を超過してございます。変動は認められるものの、横ばいもしくは緩やかな低下傾向が見られてございます。

最後に、ダイオキシン類につきましては11地点全てで検出されており、H16-5の1地点において環境基準を超過してございます。

13ページをお開きください。右下の図2-45はダイオキシン類のパターンをお示してございますが、基準を超過した上の段の左から2つ目、H16-5は、同族体組成から推定しますと燃焼由来と考えられます。

9ページにお戻りください。「地下水水質調査」の詳細でございます。表2-4でございますが、基準値を超過したものはございませんでした。

なお、ダイオキシン類については環境基準に適合してございますが、9地点全てで検出されている状況でございます。

14ページをお開きください。図2-46はダイオキシン類のパターンをお示したものでございます。同族体組成から推定いたしますと農薬由来と考えられます。また、地図の

赤い菱形(◆)の場所で平成28年に採取した土壌のダイオキシン類の組成割合と類似している状況でございます。

「一覧表」にお戻りいただきまして、3段落目の「2. 3 処分場の状況の把握」を御覧ください。

まず、処分場内の「発生ガス等調査」の上の欄でございますが、発生ガス濃度につきましては、硫化水素濃度は概ね横ばいの傾向が認められ、メタン濃度では変動が見られる地点もございますが、これまでの変動の範囲内で推移しているといった状況でございます。

また、発生ガス量につきましては、全調査地点で横ばいから低下の傾向が見られてございます。

「概要版」の15ページをお開きください。調査地点につきましては、右下の図2-47の「黒の丸印(●)」の17地点で、毎月、発生ガス濃度や発生ガス量の調査を実施しており、調査結果につきましては表2-6に経年変化を、次の16ページに経年変化をとりまとめているものでございます。

発生ガス濃度でございますが、硫化水素濃度は、図2-48のとおり、概ね横ばいの傾向が見られます。メタン濃度につきましては変動が見られる地点もございますが、これまでの変動の範囲内で推移している状況です。

そして最後に一番下の発生ガス量、図2-50にまとめてございますが、全調査地点で横ばいから低下の傾向が見られてございます。埋立区域内部では微生物による廃棄物の分解反応が継続しているものと考えられます。

そして、「一覧表」にお戻りいただき、調査名「発生ガス等調査」の調査項目の下の欄に記載している浸透水の状況調査と、その下、調査名「下流地下水状況調査」と「放流水状況調査」につきましては、それぞれの硫酸イオン、塩化物イオン、電気伝導率等の状況を毎月確認しているものでございます。

「概要版」の15ページを御覧ください。浸透水の状況調査は、先ほどの発生ガス調査の17地点のうち13地点で実施してございます。「下流地下水状況調査」は「黒い三角印(▲)」の8地点、「放流水状況調査地点」は図2-47にありますとおり「黒い四角印(■)」のところとなります。

調査結果を表2-6に、経年変化を17ページにとりまとめておりますが、それぞれの項目におきまして、こちらも変動は見られるものの、概ね横ばいから低下の傾向が見られてございます。

「一覧表」にお戻りいただきまして、調査名「地中温度調査」を御覧ください。

評価対象期間の状況につきましては、緩やかな低下傾向が見られており、埋立区域外との差も小さくなってきております。

「概要版」の18ページの真ん中に表2-7と表2-8、こちらに温度の測定結果をとりまとめてございますが、評価する結果につきましては、地表から影響を受けにくい深さ5m以下で水面以下の部分の温度となりますので、該当するものを黒い太線で囲んでおります。

上の表2-7の5月の調査結果におきましては、埋立区域内で最も地中温度が高かった地点はH16-13の24.7℃、こちらが埋立区域外の調査地点Loc. 1aと比べますと10.4℃の温度差となっております。

その下の表2-8は8月の調査結果でございますが、最も地中温度が高かった地点は同じくH16-13の24.6℃でございますが、Loc. 1aと比べまして10.1℃の温度差となっており、前年度の同時期と比較いたしますと温度差は0.4℃小さくなってございます。

右上にあります図2-57、処分場内高温部と対照地点との温度差の推移をまとめてございます。緩やかに低下してきておりますが、依然として埋立区域外の地中温度との温度差が最大で10.4℃と高温となっている地点がございます。そうしたことから、いまだ微生物による廃棄物の分解反応が継続しているものと考えられます。

「一覧表」にお戻りいただきまして、地中温度調査の下の欄、「地下水位調査」を御覧ください。評価期間の状況といたしましては、各観測井戸の地下水位の最高水位と最低水位の高低差はこれまでと同様の範囲でございました。

「概要版」の19ページでございます。評価対象期間の半年間の降雨量につきましては968.5mmで、過去6年間の上半期の降雨量の中で2番目に多い状況でございました。

このうち、梅雨前線の停滞により長雨となりました7月の1ヶ月間の降雨量は435.5mmと、過去6年間で最も多い状況となっております。年間降雨量に関するデータにつきましては、資料1の103ページの表5-7に年間降雨量一覧表という詳細な資料を掲載してございます。後ほど御確認いただきたいと思います。

「概要版」の19ページに戻っていただき、表2-9でございますが、各観測井戸の最高水位と最低水位、そして高低差を記載してございます。下段に記載の廃棄物埋立区域内の評価期間中の地下水位を見ますと、上流側のNo. 3、H16-6及びH16-11の水位は16.9m～18.35mでございます。下流側のH16-5、H17-15、H26-3a、H26-3bの水位につきましては15.93m～17.90mで推移しており、概ね上流側の水位が高く、下流側が低いことから、上流側から下流側へ少しずつ流下しているものと考えられます。

この資料の21ページから23ページの図につきましては、地下水位の経時的な変化を示した図となっております。上流側から下流側まで水位の状況を比較できるように、21ページには北側測線の7地点、22ページには南側測線の7地点、23ページにはその他10地点の水位変動を示したグラフを掲載してございます。

「一覧表」に戻っていただきます。下から3段落目の「多機能性覆土状況調査」及び「地表ガス調査」でございますが、下半期の調査対象となっておりますので、次回の評価委員会において数字は報告させていただきます。

一番下の欄、「バイオモニタリング調査」でございます。処分場からの放流水が合流する上流と下流においてAOD値が400%以上であり、差異は認められませんでした。

詳細な結果につきましては「概要版」の24ページの真ん中部分になりますが、令和2年5月と令和2年8月に図2-65の「黒い四角印(■)」の地点で河川水を採取し、アカヒレによるAOD試験を行ってございます。

調査の結果、AOD値は上流側及び下流側で400～930%となり、400%以上となりましたので、魚類の生息に支障がない、つまりは生態系に影響を及ぼさないと考えられる結果でございました。

以上が調査結果の概要になります。

これらのことを踏まえまして、「2.4 環境モニタリングの評価(総括)」を、「概要版」の25ページに記載してございます。こちらをかいつまみますと、処分場敷地境界における硫化水素、有害物質の拡散による大気汚染は認められなかった。さらに、処分場からの放流水の放流先である公共用水域の水質調査及びバイオモニタリング試験の結果でも問題がなかったことから、処分場からの放流水による周辺環境への影響は概ねないものと考えられます。

また、処分場下流側地下水の水質は法令に規定される規制基準等を満たしており、場内浸透水が周辺地下水へ及ぼしている影響は少ないと考えられます。

よって、本調査期間におきましては、処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響は概ねないものと考えられます。

また、処分場の環境モニタリングの結果から、課題として、次の2点を挙げさせていただいております。

1つ目の黒い四角(■)になりますが、処分場内(埋立区域内)の観測井戸の地中温度は、周辺のLoc.1aと比較して前年度の同期間よりも差が縮小していることや、埋立区域内のほとんどの観測井戸では横ばいか低下傾向を示しておりますが、一部の観測井戸ではガス発生量、硫化水素濃度、メタン濃度等に変動が認められることから、廃棄物埋立区域内では微生物による廃棄物の分解反応が継続しているものと考えられ、また、処分場内(埋立区域内)の浸透水では、砒素、1,4-ジオキサン、BODが廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点、ほう素、ふっ素及びダイオキシン類が地下水環境基準を超える地点があることなどから、処分場内はまだ安定した状況には至っていないと考えられます。

2つ目でございますが、周辺地下水(埋立区域外)では、全ての地点で地下水等検査項目基準及び地下水環境基準に適合していましたが、処分場内の浸透水では、地下水等検査項目基準を超過している項目(砒素、1,4-ジオキサン、BOD)や、地下水環境基準を超過している項目(ほう素、ふっ素、ダイオキシン類)がございました。これらによる周辺地下水における値の上昇傾向は現状では認められないものの、処分場内の地下水は上流側から下流側に少しずつ流下していると考えられることを踏まえ、周辺地下水への影響について、今後も状況の変化を確認するための継続した調査が必要であるといった点でございます。

なお、これらの「浸透水」と「地下水」の結果につきましては、支障除去対策工事実施後の傾向を簡単に参考資料にまとめましたので、後ほど庄子技術補佐から御説明させていただきます。

できます。

以上の2点を課題に挙げ、本最終処分場はまだ廃止できる状態ではないと判断いたしました。

まとめといたしまして、このようなことから、引き続きモニタリングを継続し、処分場の状況を把握し、周辺環境への影響を考慮しながら、生活環境の保全に繋がるよう適切な対応を図っていく必要がある。また、処分場の安定化に向け、地下水等検査項目基準を超過している砒素につきましては自然由来である可能性を視野に入れながら、必要なデータの集積と解析を進め、当該処分場が廃止に至るまで、適切な維持管理を継続する必要があるといたしましたところでございます。

以上で、本日の諮問事項でございます「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書（案）」についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○ 須藤委員長 御説明いただきましてありがとうございました。

○ 庄子技術補佐 引き続きもう少しだけお時間をいただきまして参考資料の御説明をさせていただければと思います。技術補佐の庄子です。恐れ入りますが、着座で御説明させていただきます。

初めに、本日配布させていただきました参考資料ですが、先日皆様に送付させていただいたものに一部追加した項目がございますので、本日配布させていただいた資料で御説明させていただきます。

追加した点は、具体的には参考資料2枚目、A3判の表になりますけれども、観測井戸の名前の下に調査対象としている地層を追加している点、また、浸透水調査で処分場内の下流側の観測井戸としてH26-3aとH26-3bを併記している点、そして同様に地下水調査で処分場外の下流側の観測井戸としてLoc. 1aとLoc. 1bを併記している点でございます。

それでは、右上の参考資料と記載しました資料の1枚目を御確認いただきたいと思えます。

1枚目は、廃棄物処理法で定めております廃止基準項目の地下水等検査項目の基準、下には環境基準項目、これらについて処分場の支障除去対策として雨水浸透防止対策工事を実施した21年度から昨年度までの傾向を簡単にまとめたものでございます。

平成21年度から25年度までの期間と、調査地点を増やしてモニタリングをしております26年度以降につきましては3年ずつにとりまとめております。

基準への適合状況につきましては、期間中すべての地点で基準に適合したものを○、基準への超過が1地点でもあったものについては×としております。×があった項目については黄色で着色をしております。

地下水等検査項目基準の鉛とBODにつきましては、処分場内の浸透水と処分場周辺の地下水、オレンジ色と水色の欄になりますが、直近の3年間においても基準への超過が見ら

れているところです。

砒素につきましては、浸透水で直近3年間でも基準への超過が見られておりますが、周辺の地下水では直近3年間では超過は見られておりません。

1,4-ジオキサンでございますが、浸透水で直近3年間においても基準への超過が見られておりますが、地下水ではこれまで一度も超過はございません。

ベンゼン、塩化ビニルモノマーにつきましては、浸透水で直近3年間において超過はなく、地下水ではこれまで一度も超過はない状況となっております。

参考として、緑色の欄になりますが、放流水の水質調査結果について記載させていただいております。放流水の排水基準を準用して比較しておりますが、これまで基準への超過はございません。

なお、放流水の排水基準と地下水等検査項目基準では基準値が確かに異なっているところではございますので、浸透水で地下水等検査項目基準を超過している項目の検出状況はどうなっているかということについては、砒素、1,4-ジオキサンにつきましては浸透水の水質より放流水については一桁低い値となっております。BODについても浸透水の水質よりは低い値となっております。その他の有害物質等の項目については放流水から検出はございません。

下の「環境基準項目」でございますが、ダイオキシン類につきましては処分場内の浸透水及び処分場外の地下水ともに、直近3年間においても環境基準への超過が見られております。

ほう素、ふっ素につきましては、処分場内の浸透水で直近3年間においても地下水環境基準への超過は見られますが、処分場外の地下水ではこれまで一度も超過は見られておりません。

2枚目のA3判の資料を御覧ください。

こちらは先ほど基準を超過した項目の浸透水水質調査結果と地下水水質調査結果について、地下水の流れが上流側から下流側になるように観測井戸を並べたものでございます。右側の参考図の上の青い線の地点が旧工区の観測井戸ですけれども、こちらを上の方に、そして下側の南側の青い線で結んだ観測井戸を下の方にまとめております。

上の表で処分場外の上流側に位置しておりますLoc. 3や、下の表で処分場外に位置している上流側H17-19の結果では、鉛、砒素が基準への超過が見られております。

処分場内の浸透水の結果でございますが、基準を超過している項目について、BODについては全般的に超過をしている傾向がございます。

鉛については、基準を超過している地点は多く見られますが、環境省の土壤汚染対策法の通知に記載されている地下水汚染の到達距離が最も小さい物質でもありますので、処分場内の下流側に位置しているH26-3aが廃棄物層、その下の自然層H26-3bでは超過が見られない状況となっております。処分場外に位置しているLoc. 1aでは直近で基準を超過したのは平成21年6月となっておりますが、前回の評価委員会でも御説明させて

いただいたL o c . 1 bにつきましては基準を超過している状況となっております。

L o c . 1 aについてはより深い砂の層、L o c . 1 bについては浅い砂の層ということで、別々の砂の層を測定しているものでございます。

1, 4-ジオキサン, ベンゼン, 砒素については, 処分場内の下流側に位置しているH26-3 a, H26-3 b, 処分場外の下流側に位置するL o c . 1 a, L o c . 1 bにおいて基準への超過は見られておりません。

「環境基準項目」では, ほう素, ふっ素及びダイオキシン類については, 処分場外の下流側に位置しているL o c . 1 a, L o c . 1 bにおいて基準への超過は見られていないところでございます。

裏面を御覧ください。先ほど御説明いたしました地点以外の地点を裏面の表にまとめております。地下水等検査項目基準では, やはりBODが表面と同様に全般的に超過が見られております。そのほかの項目では, 鉛, 砒素, ベンゼン, 1, 4-ジオキサンで基準への超過が見られておりますが, 処分場内の下流側に位置しておりますH26-3 aとH26-3 bの状況は先ほど御説明したとおり, 鉛で基準への超過が見られております。

処分場外の下流側に位置している各地点では, 鉛とBODで基準への超過が見られますが, その他の項目では基準への超過は見られておりません。

「環境基準項目」では, ダイオキシン類で超過が見られておりますが, 処分場内では燃焼由来のパターンを示しており, 処分場外では農薬由来のパターンを示しているところでございます。

以上, 浸透水の水質調査結果について, 地下水等検査項目基準超過の状況を中心に御説明させていただきました。

繰り返しと申しますか, 振り返りになりますけれども, BODについては全般的に基準を超過しております。BOD以外の項目では, 処分場内の下流側に位置しているH26-3 aとH26-3 bの結果で, 鉛が基準を超過しておりますが, 平成27年2月以降少なくとも5年以上, 地下水等検査項目基準を超過していない状況となっております。

なお, 鉛, 砒素につきましては処分場外の上流側でも基準を超過したことがあり, 周辺の地質に由来している, 自然由来として含有していることが考えられます。

BODと鉛以外の項目については, 処分場内の下流側に位置しているH26-3 a, H26-3 b, こちらのほうで基準への超過がないことから, 概ねですが, 処分場内にとどまりながら, 横ばいから低下の傾向を示しているのではないかと思います。

引き続き, モニタリングの結果を注視しながら, 様々な解析を加えながら, 生活環境への影響について把握してまいりたいと考えております。

大変長い時間をいただきました。ありがとうございました。よろしく御審議のほう, お願いしたいと思います。

○ 須藤委員長 要領よく御説明いただきましてどうもありがとうございました。それでは, 少し休んでからというか, ざっと委員の御意見をいただいてから, 御質問なり御意見を

いただきたいと思います。事務局、この後どういうふうに段取りをいたしますか。どうぞ御説明ください。

- **佐藤室長補佐** それでは、換気も兼ねまして、1回休憩を入れさせていただきたいと思います。5分後、3時15分再開ということでお願いしたいと思います。
- **須藤委員長** 15分再開、わかりました。心の準備も必要でございますが、西村委員に最初に御質問いかがですかというのは大変失礼になりますので、西村委員を外しておいて最後をお願いします。トップバッターは稲森委員からいつものとおり、一通り御意見を伺います。よろしくお願いいたします。

休憩時間（5分）

- **佐藤室長補佐** それでは、皆様お戻りでございます。よろしくお願いいたします。
- **須藤委員長** それでは続けてよろしいですか。先ほど申し上げましたように、先ほどの御説明に対して委員の皆様からの御質問をいただきますが、事務局はメモを取っていただいて、半分ぐらい、藤巻委員ぐらいのところまで行ったら1回答えをいただく。あまり質問がなければ最後までまいります。稲森委員からどうぞ。
- **稲森委員** それでは御指名ですのでトップバッターとしてコメント、質問等をさせていただきます。

「概要版」の一番大事なところは、26ページの「最終処分場の廃止基準項目等とその経年変化」の表3-1、廃止基準項目の一番下、「浸透水の水質が次の要件を満たすこと。地下水等検査項目基準に適合。BODが20mg/L以下」これを満足できることで廃止できるという考え方だと思うのですが、これを踏まえて鉛は全部満足していました。砒素はH16-13がクリアしていませんでした。ジオキサンについても同じくH16-13がクリアしていない。基準超過している地点があるのは当然なのですが、このままやっつけて基準を満足できるのかどうか。対策をしっかりとやれば下がるだろうけれども、このままの状況で自然の中でどう変わっていくかというのは、それはそれでいいのですが、考え方として書く必要があるかどうかは分かりませんが、浸透水のこの基準を満足させる上でどういう方策をやっていけばできると書けるか書けないかも分かりませんが、そういうところがあるといいなと思いました。

- **須藤委員長** 最後のコメントのところですね。
- **稲森委員** そうですね。それまでの資料の御説明等については環境モニタリングの達成について問題ありませんでしたとか、そういったところで特段の意見はないのですが、資料の3と参考資料のモニタリング結果が超過しているところが超過できないようにできるのだろうかというのがあるわけです。地中の温度も11mで25℃ぐらいですよ。20mで14℃ぐらいですよ。それで、まだメタンガスも発生しておりますよということで、生物反応は進んでいるから、まだ最終の埋立処分が終わる状況ではなくて、反応が進んでいる

というのが現実ありますので、そういった中で基準を超過しているところをどのように対応したら埋立廃止という結論を導くために満足できるのかというのは、私もよく分かりませんけれども、そういったところに1つの考え方というかは大事と思います。

○ 須藤委員長 稲森委員はそこについて御意見はあるのですか。

○ 稲森委員 こうしたら満足できますよというのが言えませんので、どういう方策でやればというのは1つあったほうがいいのかと思いました。

それから、平成25年3月に宮城県さんから出されている村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画書(変更)というのがあります。これを見ますと、宮城県さんはよくやられているというのは分かるわけです。もともとの廃棄物業者に設置許可までは宮城県さんは出したわけですね。その後に安定型処分場に入れたらいけないものを入れてしまったから、このようなことになっているわけじゃないですか。そういったところの対応の考え方とか方策のところ、これによく書かれているというのは分かるのですが、それで今後どうしていくかというところが、モニタリングをして適切な維持管理を継続する必要があるだけでいいのかどうかというふうに思いました。

それから、メタンガスが出ていますでしょう。地中温度も上と下の差が少なくなってきているから、反応は鈍くなってきているでしょうとかですね。それと浸透水の場所も、ある特定のところで非常に検出されているところがあるし、それを下げるためにはどうするかといっても、何かやらない限り下がらないですからね。

○ 須藤委員長 モニタリングだけでは無理ですよということを言っているわけね。

○ 稲森委員 だけど、対策を入れるとしたら、またお金がかかりますから、自然の中で成り行きを見て下がるのを待つしかないのかなというのもありますのでね。というふうに思いました。以上です。

○ 須藤委員長 それでは続けて井上委員、どうぞ。

○ 井上委員 まず25ページの環境モニタリングの評価のところは非常によくまとまっているのではないかと思います。今回の諮問に対して、概ねこの評価で良いだろうと思います。

2, 3か所、少し気になる点があります。まず一番下から2行目のところ、砒素が自然由来である可能性を視野に入れながらということなのですが、これは今回超過した砒素について言っているのか、砒素の傾向がこうであるのか、そこがよく分からなくてですね。一般的に考えるのであれば砒素と鉛も同じように考えていいのではないかと思います。やはり鉛も上流側で高くなっていたり、下流だけでも出てきて、先ほどの御説明では自然由来ではないかというようなところがありますので、もし全体的なことを明示するのであれば鉛も入れていいのではないかと逆に思いました。

今回、H16-13で砒素が超過していたと思うのですが、後のほうで御説明いただいた地下水の流向を見ると上流側から流れてきたという形で、かなり高くなっているところなのか。だから、このデータだけではH16-13に関しては、自然由来かどうかという

のは評価が難しいのかなと思いました。自然由来というところに鉛を入れていいのはいかというのが私の意見というか、県のほうで御見解があればということが1点です。

それから、稲森委員からもお話があった廃棄物層の温度に関してですが、数年前から私も気になって色々議論させていただいたときもあったのですが、やはりそのときから見てもどんどん温度は下がってきているのは確かで、バックグラウンドから10℃というところまで来ている。2か所高いところがあって、これもやはりH16-13が今一番高く、もう1つがH16-3。H16-3はかなり下がってきて、5℃ぐらいの差しかなくなっているのではないかとということで、この調査で1か所だけが10℃、その10℃をどう見るかというはあるかと思えます。

ただ、生物の反応が起きているのは間違いないと思うのですが、ガスの発生量を見るとH16-3というのはかなり少ない。わずかには検出されているかもしれませんが、それほどガスの発生量としては多くないというデータだったかと思えます。だから、反応はしているんだけど、そのガスが井戸から出てくるだけではないのかもしれないのですが、ガス発生量という指標で見るとそれほど活発に活動しているわけではないのではないかと。ただ、熱が逃げないような構造になっていて比較的高めというような、もう少しそういう温度の変化以外の要因も含めてここは考えてもいいのではないかと。今回の文章の中に入れるということではないのですが、むしろその先のことを考えるときに、少し量的にどうなのかとか、そういった考察というか検討も含めたほうがいいかなと。これは意見です。以上でございます。

- 須藤委員長 どうもありがとうございました。それでは続いて風間委員、お願いします。
- 風間委員 両委員が詳しく言ったので、私が気づいたところだけ申し上げます。

26ページの表が一番重要だと思うのですが、その中でこの表で読み取れないところとして問題があると思ったのが、△のところの発生ガス調査のところの△になっている理由です。具体性が欠けていて、次の地中温度で△になっている点は異常な高温という定義が書いてあって、20℃に対して10℃とわかります。発生ガスのところもその△の理由も少し具体性をもって書いていただけたらと思えます。

それから、同じく定量的に書いていただきたいというところがございまして、例えば先ほどの温度の話は10.4℃という話なのですが、昨年と比べると0.2℃下がったということもありましたので、そこら辺の数字も入れていただいていた方がいいのではないかと思います。

それから、この表を作っている理由というのは廃止を見据えてどういう見通しがあるかということ、皆さんに共通認識を持っていただくということだと思しますので、自然由来とか、例えばダイオキシンでも廃棄物由来でないものが、いつまでも出てきたときに、それがネックになって廃止基準に達しないということがあってはならないと思えます。その議論をいつかどこかでやらなければいけないのかなと思えます。

それから、モニタリングの経過を見させていただきますと、これは前から言われていますけれど、10年以上出ていないものもたくさん項目があります。ここでの議論がどうかわか

りませんが、そういう項目はやらないようにするとか、ちょっと間引くとかして、予算を別なところに振り分けるようなことも、検討していただいてもいいのではないかと思っています。以上です。

○ **須藤委員長** どうも風間委員，ありがとうございます。事務局，どうですか。もう少し進めて答えたほうがいいのか，それとも，半分はいついていないんだけど，藤巻委員に言っていたぐらいで1回答えたほうがいいですか？

○ **庄子技術補佐** 一度答えたいと思います。

○ **須藤委員長** 今のところ，風間委員までいくつか御質問されたので，そこまででお答えください。

○ **庄子技術補佐** はい。御指摘，御助言等ありがとうございます。初めに稲森委員から，廃止基準項目への達成の部分について，鉛，砒素，1，4-ジオキサン，このままでは自然の中で達成できるのかどうなのかといったような状況がございました。こういった項目については自然に分解されない項目でもございますので，難しいところではあるのかなという感じはございます。1，4-ジオキサンにつきましては廃プラスチック等から溶出というような文献等もございますので，そういったところを考慮すると安定型の最終処分場，ボーリング調査，埋立の状況の開削調査ということから，色々な場所に埋め立てされている，検出もされているということも考慮しますと，対策を講じるのは難しいところがあるのかなという感じはしております。

砒素につきましては超過をしたりしなかったりというような傾向が見られております。今回の砒素につきましては実際に分析をして超過をしたところではありますが，濾過をして液体部分の状況を分析すると，基準を超過していないところが見られましたので，実際には土壌に吸着した砒素も入ってしまったのかなという解析をしております。

県といたしましては，これらの状況につきましては，支障除去対策，計画に基づいて実施してきたところから，現在モニタリングで傾向を見ていると。長期的な傾向としては横ばいから低下の傾向が見られているというところでもございますので，もう少しモニタリングの傾向を見ながら評価をしていきたいと考えているところでございます。

○ **須藤委員長** 稲森委員は高いところはどうしたらいいか，支障除去というか，どうしたらいいのかということをもっと議論したほうがいいとおっしゃっていると思うのですが，それをもう少し待って，モニタリング結果がこの程度なのでもう少しモニタリングをやってから考えたいという，そういうお答えでいいですか。

○ **庄子技術補佐** そうですね。当然生活環境への影響が見られる場合につきましては県として対策を講じていかなければいけないというところは基本的には置いておりますので，そういう状況も見ながら，もう少しモニタリング結果の解析評価について専門分野の先生方にも御相談しながら，整理をしていきたいと考えているところでございます。

○ **稲森委員** 生物反応が下がるものは下がるわけですよ。けどどうしても生物反応が起こっても下がらないのがあるじゃないですか。だから，それは仕方がないと言っていいの

かどうか、そういったことを私は言っていて、わざわざ無理してものすごく巨額な金をかけて、バイオモニタリングも問題ないというのはわかっているし、それと、安定型処分場というのは当然遮蔽も何もなくて開放系の中に埋めたわけじゃないですか。そうしますと地下水の流れを正確に把握しておく必要があると思うんですね。というのは、地下水の流れで廃棄物が最終的に雨が降ったら流れてきます。それが川のほうのモニタリングしているところが最終の出口なんですよというところが的確であれば、その水質はほとんど満足しているんじゃないかと思うんですよ、これを見ますと。というような論理もうまく作られたらよろしいのではないかと思います。以上です。

- 須藤委員長 その辺のモニタリングでそんなに心配することはないよということをおっしゃっているわけですね。
- 稲森委員 はい。
- 須藤委員長 わかりました。それでは井上委員の。
- 庄子技術補佐 稲森委員、御助言ありがとうございました。検討してまいりたいと思っております。

井上委員から御助言がございました、評価の部分での鉛の記載のところでもございました。今回の評価結果といいますか、浸透水の結果につきましては、砒素が超過していたところですが、今回は鉛については記載から外したところもございました。前回は確かに鉛も超過しておりましたので、鉛も併記させていただいたところもございます。井上委員が御指摘のように、長期的に見れば鉛、砒素については超過したりしなかったりという傾向もありますので、鉛の記載につきましても、須藤委員長に御相談しながら、モニタリング結果の総括の部分をもとめていきたいと思っております。今回は砒素が超過したのでこのような記載をさせていただきましたが、表現方法については改めて須藤委員長と御相談させていただければと思います。

2つ目につきましては、ガスの発生量の部分でもございます。実際には温度とガスの発生量は様々な分野を結びつけながら、調査地点の評価をしていくという御指摘はそのとおりだと思いますので、ガスの発生量と、例えば地下水位が上がってきて嫌気的な状況になって分解が進むのかとか、モニタリング項目を結びつけた評価ということも考えていきたいと思っております。御助言をいただきましたので、さらに解析を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

風間委員の御質問でございます。発生ガス調査等、具体性を持って書くということにつきましては、やはりそのとおりだと思いますので、実際に定量的に書くという御助言を踏まえて検討してみたいと思っております。

モニタリングのことにつきましては、今回傾向を参考資料としてまとめてみましたけれども、超過するような項目については、例えばもう少し工夫をしながら、頻度を増やすのがいいのか、あるいは下流側で重点的にやるほうがいいのか、そのあたりを少し検討してみたいと実は考えておまして、そういったところの参考になるかなと思って、事務局で傾向と

して整理をしたところでございます。今後、井上委員からの御助言もあったように、様々な項目を結びつけながらモニタリングはどのような方法がいいのかというのを検討してまいりたいと考えております。

○ 須藤委員長 ありがとうございます。それではもう少し進めて、また総合的に議論していきたいと思っておりますので、それでは藤巻委員、お願いします。

○ 藤巻副委員長 お話は大変理解しやすく、自宅に送られてきた資料を見てなかなか簡単に読み込めなかったところも、非常にきちんと説明していただいて非常に分かりやすく、最近では最もよく理解できました。

それで、送られてきたモニタリングの結果を見ても、全てのモニタリングの項目がどんどん小さくなって、もうこのモニタリングをやめて、あそこが管理型処分場の、管理型じゃないのかな、処分場跡地ではなくて、開放してさあどうぞというふうにならなうかという、そういう数字を見たいぐらいの感じなんですよね。前にどなただったかと思うのですが、地下の温度がだんだん下がってきて、あと何年ぐらいするとほとんど変わらなくなるという表を出していただいたときに、ここにいた委員の方が、あと何年でここは問題なくなるのかと一瞬思い込んだ人もいたぐらいなんです。非常にそういう stimulus な話もあったのですが、ちょっと前の話ですので、ああいうような村田町の人達が「お、あと何年だぞ」というような話が出てくるとすごくいいと思うのですが、でもここに出てきたモニタリングの結果を見ると残念ながらなくてですね、特にジオキサンですとかダイオキシン、BODですとか、結局ガタガタしていて、なかなかそうやってきれいにリニアにはなっていない。これはちょっと苦しいんですけども、これを家で見るときにも考えたのですが、何かノーマライズするものがなくて、雨がたくさん降ったときとか雨が降らないときとかでだいぶ違ってくると思うんです。何かうまいこういう項目があればと思うのですが、私はこちらのほうはそんなに詳しくないので、稲森委員とかそちらのほう詳しくかもしれない。そういう方と相談していただけたらと思います。

多分どういう項目でどうなっているかをきちんと追いかけてほしいという項目があったら多分そちらの専門の人に相談されるか、またはこういうところにこういうことをしたい、どうしたらいいかということを書いてもらったりすれば、そこでワッと意見が出ると思うのです。

それから、こんなにきれいなデータが出ていて、このまま置いておいてきれいになるまでモニターだけは続けなければならないという、こんな話をするのは本当に苦しいだろうと私も思いますし、ここにいる方はみんな、もうちょっときれいな方法がないかなとみんな思っているはずなんです。稲森委員は莫大な費用がかかるというふうにおっしゃられていますけれども、確かにそうなんですよね。本当に全部きれいに洗ったり、最近の土壤の汚染を浄化するという業者に頼むと、全部ダンプカーで持って行って船に積んでどこかに持って行って、そこに捨てて、きれいな土を入れて、はい終わりとやるのですよね。これはすごいことになるのでですね。

ですから、そういうことを皆さん希望しているし、ここにいる人もみんな何とか早くというふうに思っていると思うのですが、前に議長からも工程表を、この処分場は何ともなくていいですよ、どうぞ入ってお遊びくださいというふうになるための工程表というのをもうちょっと積極的に提案していただいたりするとういかなと思うんです。そういう権限が対策室にないわけではなくて、対策室がこういう権限を持っていて当然だろうと思うのです。こういうふうにしてこの処分場をきれいにするんですという、莫大なお金をかけなくてもやる方法があればそれをすればいいし、何か工夫してみる必要があると思うのです。

私も稲森委員のお話と全く同じように、何とかどうやって終わらせるか、少しでも早くこの問題の決着をつけるかというところにじわじわと力をシフトして行かれてはどうでしょうか。ここにいる皆さんは全部そのサポートをすると思います。以上です。

○ 須藤委員長 藤巻委員、ありがとうございました。田村委員、お願いいたします。

○ 田村委員 今回の藤巻委員の期待に応えるような発言ができなくて申し訳ないですが、今どうやって終息にもっていくかというところが一番大切だと思います。それと併せて、もしネガティブな影響があるとすれば、それがどういうふうに拡散しないで済ませるかというのが大事だと思います。その影響を与えかねないのが、水の動きです。そのうち地下水を通してということは、今までの知見から類推すると非常にゆっくり、全体としてある。毎回申し上げているのですが、そうではなくなるときというのは地表に溢れ出ているわけです。7月にたくさん雨が降っている。7月28日にこの資料1のほうですと1日に137ミリという雨。その頃から、「概要版」でいいますと21ページ以降のグラフを見ますと、北側側線で行きますとH26-3a, H16-5, 遙かに高くなっています。それから、南側側線で行くと7月上旬から8月上旬にかけてH26-3aが、下流側にある地点を上回っています。地下水勾配の逆転化というスパンが大体1カ月ぐらいあります。その中で特に

23ページの右側のH26-3b, この地盤高は、資料1にある表を見ますと、17.48mで、それよりも水位が高くなっている期間があります。つまり、地下水が溢れて地面に出てきていることになるのですが、こういう地表面での湛水というのは今回確認されているのか、そうじゃないのか、そこを知りたい。

それから、そのときにもし溢れたとしたら、それが下流のほうにどう影響しているかということ、私、探してみたのですが、顕著な影響はない。

H16-13, もともと色々なもの高い数値がでるところですが、そこでその期間に大きくなっていることがあります。これはあまり推測してはいけませんが、水が溢れた結果ではなくて、浸透した水が地下での反応を促進したのではないかと推測されるのですけれども。

そういうふう定期的に測られることの数値ではなくて、突発的な数値に関してですね、どういうふうになっているかということは下流、場外への影響を判断する上で非常に大事だと思います。例えば今回のように1カ月間ぐらい地下水勾配の逆転が生じて、その間にひ

よっとすると何日か、短い期間のものが何回か、溢れ出る、overlandflow が発生するということはあっても大して問題はないんだということが心証として持てれば、他のところに対策を考えても良いのではないか。私自身の関心も含めて、そういうことが起きたのか。起きたとしたら、そのときということを見ようとすると、色々な項目の観測は半年に1回決まっているということになっていますから、そういうイベント、大雨とかそういうものの影響は見たくても見られないのかというふうになってしまっていることもあります。観測体制のことについては問題があるかと思いますが、苦しいところがあるかと思いますが、強い雨がたくさん降っていたところの上に強い雨が降って、一時的にせよ、あるいは何日間か継続しているにせよ、地下水が地表に溢れ出てしまうようなことがうまくモニターできるかどうか。そうしたら、そのときにどういうことをすればよいか。溢れた水がひたひたとなっただけで、蒸発その他で下がってくることもありますし、排水路に流れ込んで急速に下流に流されるということもあると思います。急速に流れてしまえば一過性で済んでしまいますから、それから半月後に観測してもそれは捕まえられません。その辺のことは前から懸念しておりまして、今回は多分捕まえられた範囲が何もないというか、何も捕まえられてないと思います。そういうことを心配しなくてよければ、他のことに心配を向けてもいいと思うのですが、私、他の委員がおっしゃっていることに特に異論はございませんが、まだお話が出ていないことだけ、お伝えさせていただきました。

○ 須藤委員長 田村委員、ありがとうございます。菅生委員、どうぞ。

○ 菅生委員 回を重ねるごとに赤字項目が減っています。また赤字でも数値が概ね低下している状況に地元住民として安心しているところです。

報告書に異議はございませんが、地元住民として言わせていただければ、稲森委員などにもおっしゃっていただきましたけれども、モニタリングだけで自然減少を待つのみではなくて、風評被害もあることから、1日も早く廃止基準を達成できるよう、県には積極的なアクションをお願いしたいと思います。以上です。

○ 須藤委員長 ありがとうございます。それはまた総合討論の中で少し時間があればやっていきたいと思います。佐藤委員、どうぞ。

○ 佐藤委員 元副委員長の追悼のお言葉を申し上げなければと思っていたのですが、黙とうさせていただいて、代わりの先生も発令されたということで。多分先生がこの場においでになったらですね、何ておっしゃったのだろうかということを考えております。

この席でいつも対面に座っておられた先生が何をおっしゃるのかなというのはとても楽しみにして、先生の温かな顔を思い出しながら、本当はもっとお話したかったですよねということで今は思っているところです。大変お世話になりました。ありがとうございます。

それから、今回、分かる方のアドレスをお借りしまして長文の書簡をお送りしました。あれしか書けないわけですね。地元の1から10までを知っている人間としては。そういうことなんです。1から10まで知っていたらばこういうふうに書くだらうな。例えば、今回の報告書には、ダイオキシンのことが全くこれに書かれていない。それは、これは9月に締め

切っているんだから今回は関係ありません、この次の報告書に出ます、どこでもダイオキシンが出ていましたという報告になると思うのですけれども、地区に住んでいる人間からしたらダイオキシンだよな、やっぱりなとなります。それで、あのぐらいのお金をかけて焼却炉を撤去していただいたんだからゼロになるだろう。今度からゼロにならなきゃ駄目だよなということになりますね。

実はダイオキシンはないということで今までずっと言われてきました。昔から言えば国環研の井上雄三さんあたりが出てきて、ダイオキシンがないからよかったよねと何回も言っています。それで対策はこれぐらいでいいのではないかとPRBという対策を持ってきた。ダイオキシンがないんだから、この対策で大丈夫だということで今に至っているということです。ところが蓋を開けてみたら、えっ、こんなにあるのというふうな話なわけです。それも10年も15年も放っておいてこんなにあるんですかということになるわけで、これは地元にとってみれば何をやっているんだよという話が出てくるのは当たり前だと思います。

それで、今の報告でも、全調査地点から出ていますよという言い方なので、そんな馬鹿な話があるかということになります。今まで嘘をついてきたんですね。沢山嘘をついた。前からこの対策で十分なんだということを言いながら、実は蓋を開けてみたらあるんだよな。それも特筆すべき、赤で記さなければならぬような特管物があったんだと。あるんですね。全地点から出ているわけで、それを自然由来か焼却由来かといって分けているわけなんだけれども、それは住んでいる人間達にとったら、そんなのはあっていいのかということなわけで、あなた達、ないと言ったじゃないか、嘘ついたのかというようなことになります。これはこの次になるということですが、辻褄合わせだね。今回はその話はしません。その次の議題になりますから。

それで、国環研、宮城県を挙げて、県庁を挙げて、環境生活部を挙げてダイオキシンがなかったんです、これまでなかったんですよ。ないからこの対策でいいんだということをおっしゃって、その対策をずっとこのままでしてきたわけだからね。こここのところはあったんですねというような言い方になるのかどうか分からないですが、非常にまずいところなんだろうな。

それから、今回、河北の記事に、それはここでは関係ないという方もいるかもしれませんがけれども、河北の記事にああいうふうなことが書かれてしまったんだ。記者にはね、これはずっと前からこうなんだよ。竹の内なんかないんだからと。県庁には竹の内対策室なんてないんだからね。やる気なんてさっぱりないんだからねというふうな言い方をしてきました。このようなことと戦うのに我々は今まで10年も20年も経ってきたわけですね。

私も何回も聞いている。何いつまで騒いでいるのという言い方。今はもう地元紙にさえそういうことを言っているのか、おまえ達。あえて、おまえ達と言いますよ、これは。ないほうがいいんだものね。竹の内なんかはないほうがいいんだわ。

それで、その中で数値がこうだああだっという色々な話になっているわけですがけれど

も、だったら今まで隠してきたことは何なんだ。誰々がそれに絡んだのということですね。国環研の誰々がって、名前言えますよ、みんな。そういうことで竹の内対策をやってきて、何もしていなくて、今先生のお話を聞いたらこのままモニタリングでいいのかというお話になった。何するんですか、これは。

細見先生の最新の論文に「炭化物系吸着材を利用した低コスト型ダイオキシン類汚染土壌、底質の無害化処理技術の開発」というのが1つヒットしましたので、それを皆さんにお知らせしたと思います。それで、同じ研究ナンバーのところに、その下に九州大学の先生が「完了を迎えた廃棄物処分場の安全保障のための有機物質長期動態シミュレーターの開発について」という、これはまだ読み解くところまでいっていませんが、そういうふうな実際の論文が2つヒットしたのですが、そういうふうなのをやってみるかというふうな話になってこなければ、25年ですよ、もう。

それで、まずね、特管物がないという前提で全て始まっている。そこが一番悪いんだものというように思います。特管物がないんだって。あの頃、特措法を適用するかしないかという話になったんですけれども、特管物があるから適用するんじゃなくて、お金がかからないようにするには特措法を適用して少しでも出し分を絞ろうという、それだけの特措法の適用だったんだね。だけど本当はこんなものどうでもよくて、実際には汚染の本体というのはダイオキシンの特管物の汚染。やっとそのまで行ったのかなというふうに思っているわけです。

だから、さっきの2人の先生の論文に書かれているようなのを参考にしながらもう1回考えなければいけないのではないかな。

竹の内元年が今やっと思ったんだなと我々は思っています。そういうことなので、実際に始まる元年であるということですね。そういうふうな事実が過去にあって、特措法があって、隠してきたんだもの、この前まで本当に。分かっていますか、部長。嘘だと思うのなら、初代部長に聞いてください。あの頃からなんだから。宮城県の仕事というのは竹の内を隠すことだけだったんですよ。それで最後にはこういう新聞記事になってしまうということなんだね。まだそれを続ける。違うというんだったらそういうふうに言ってください。そのとおりなんですよ。

○ 須藤委員長 今の御発言で、後でそれはお答えいただきます。佐藤委員だけに発言させておくのは何ですから。

○ 佐藤委員 いやいや、だって私だけ発言しているわけじゃないです。最後に当てていただいたんだから。

○ 須藤委員長 まだ言う？最後まで。繰り返しになってるから。

○ 佐藤委員 繰り返しになりますね。

○ 須藤委員長 発言は独占されると困るんです。

○ 佐藤委員 独占はしていません。独占しているのは竹対。分かった。後でお話しします。

○ 須藤委員長 お願いします。

- **佐藤委員** 失礼しました。マイクをいただいたんですけど、スイッチ切りっぱなしでお話ししていました。
- **須藤委員長** そうですか。聞こえるから大丈夫です。それでは、西村副委員長、別の今日のモニタリングの結果じゃなくてよろしいので、全体的な感想なり、今後の心構えなり、そういう意味で、この内容に関わらずお話ししていただけますか。
- **西村副委員長** 今日まず報告していただいたことについて、「概要版」でいきますと、25ページ、26ページにモニタリング評価の総括が書いてありますが、私も総括自体は大きな問題はないと思います。

その中で、今議論の中心にあったのは、26ページの表で行きますと廃止基準達成状況に対して×がついているところ、ダイオキシン等もありますが、1,4-ジオキサンとか砒素とかBODとか、廃止基準に対してはまだまだ達成できないというか、見通しがなかなか難しいというのを報告を伺いながら考えておりました。

一番気になったのは、重複しないように1点だけお話しいたしますが、30ページのBODについて、廃止基準を達成していない中で、青い矢印が科学的な根拠で書いているかどうかおいといても、右肩上がりの矢印があるということ自体が少し気になりました。温度等、安定してきている状況の中で、残念ながら例えば30ページの左下のH16-3は以前よりもBODが上がっているようにも見えるデータになっています。またその右側のH16-13はずっと廃止基準を超えている中で、安定に向かっているのか、BODは有機物ですから分解して数値は少しずつ下がっていてもいいと思うのですが、昔に比べたら下がったのだと思いますが、廃止基準というものを見据えたときにこれから何年たてば赤のラインを下回るのかなという少し厳しい状況がこのモニタリングには表れているのではないかと思います。

今日委員の皆様方がおっしゃっていたことは非常に参考になりまして、特にBODでするので新たに地中で発生するという事は多分ないのですが、あるとすれば反応が進むということと、水側に出てくるということと、地下水の流れ等の関係であり得るのかなと思います。

それで、廃止基準を達成するためにどのように戦略を立てていくかということを考えると、いきなり高度な技術を適用してということにはならないまでも、モニタリングは続けなければいけないという中では、なぜこのような状況になっているかというメカニズム的なところを理解できるようなモニタリングを考えてみてはいかがかなと思います。そういうことを言うとまた項目を増やして、またお金がかかってという大変な状況になりかねないのですが、これは風間委員がおっしゃられていたモニタリングのメリハリをきかせてもいい項目があれば、これは委員会の合意をとられた上ですが、この中で逆にこういう部分、気になる部分についてはなぜこういうことが起こっているか。それが直接的に対策技術につながるというわけではございませんが、しかしどういうことが起こっているかというのは、こうすればいいんじゃないかというのにつながっていく可能性がかなりあると思いますので、

モニタリングを続ける中でも、廃止に向かったの戦略性を持ったモニタリングをしてみたいかがかなということをお提案します。以上です。

○ 須藤委員長 西村副委員長ありがとうございました。質問ですか？追加？どうぞ。

○ 佐藤委員 半分でやめろと言われたので、引き続きお願いします。

さっき申し上げたのは、そこから始まっているんだという、これだけは絶対間違いない。みんなで嘘ついた。宮城県が嘘をついたんですよ。大きく書いといてください。それでこんなことになっているんですよ。

それから、モニタリングで何も動かないよ、というお話もそのとおりで、地下水の流れだって、開削調査をしたという言い方をしていますけれども、それは大昔のこちらの職員達が、開削調査しましたと言っているだけ。私達はずっと現場に張りついているんだけど、開削調査なんていうのはしていません。していないんですね、残念ながら。見たこともない。地下水面まで掘りましたというのはありました。2回やったね。だけどそこまで掘るとガスが水面からぼこぼこ盛大に噴き出してくるのでやめている。だから、私達が知る限りというか、竹の内の歴史の中で開削調査なんかしていません。それからコアなんか全然調査をしないで投げてしまった。今ならコアをみんな一緒に混ぜて、竹の内全体の組成を知ろうよという言い方もできたと思うのですが、全部投げてしまった。しっぽつかまれるのが嫌だからやめたんだなと思ったりするのですけれども。

それで、1つは今お話に出てきましたけれども、どういうふうなことをすれば廃止に近くなるのか。看板、やかましく言って建てていただきましたけれども、ああいうふうな看板というのはただの辻褃合わせですね。ああいうふうなのはない。埋立終了と書いてあるんですよ。いい加減なことをやっていて、辻褃合わせばかりやっているんだなと。埋立終了。ないよりはいいんだ、ここは竹の内産廃場ですよというふうなものにはなるだろうけれども、埋立終了ではない。それは廃掃法でどこにどういうふうに書いてあるんだよという質問をしたいと思いました。答えは要りません。

それからもう1つだけ、焼却炉のことをね、ずるいの、本当にずるい。ずっと前から思っているけど、焼却炉というのは竹の内に付随する、近くにある炉だという言い方をしているんだけど、それはただの言い逃れだよ。同じ玄関から入ってくるんですから、何でそういうふうな断りを言うのかなあと思っているんですよ、いつも。竹の内の付属の近接するところにある焼却炉ではないですよ、あれは。安西の焼却炉なんだから。非常にひんしゅくをかっているようなのでやめますけれども、そこから始まっているということは忘れては駄目です。

それから、マスコミにそんなことを書かれるような竹の内対策はやめたほうがいい、これは。その記者に何もこっちからレクしているわけではないですよ。こんなことがあったんですよという。記事になってから聞かされた。誰が言ったんですか。

○ 須藤委員長 佐藤委員、ありがとうございました。まだ意見が途中のようだけれども、答えは要らないと。問題点は、はっきりクリアにおっしゃっていただいたので、事務局は先

ほどの後半部分のお答えを先に。

○ **庄子技術補佐** 御助言ありがとうございました。まず、藤巻委員から御意見をいただきました。藤巻委員がおっしゃったように、変動がちょっと大きい項目についてはやはりなかなかトレンドといいますか、傾向をつかむところは難しいのかなというところは私も感じております。そういったところで工程表を示すというところまでは難しいのかなと感じたところがありました。

ただ、御助言をいただいた中で、西村委員からモニタリングの結果でこういうことが起きているというところを少し解析、整理をしていく中で、モニタリングの傾向を改めて相談しながら整理してそういった傾向をお示しできたかなと思っているところがございますので、これは御相談させていただきながら、今後の課題といいますか、対応させていただければと思っております。ありがとうございました。

続きまして、田村委員、今回大雨がありましたということで、まず処分場の状況でございますけれども、低気圧が発達してきたということで、我々職員も現場に行きまして、一昨年の際には硫化水素の連続測定吸引口から水を吸ってしまって壊れてしまったということがございましたので、現場に行きながら状況を確認したところでございました。

今回、田村委員から地下水位の表で、標高の部分と水位の部分の見比べという点がございました。実際に観測井戸につきましては地上部分からの立ち上がりの部分もございまして、実際の標高と、地上部分の観測井戸の上の部分までを比べますと、今回の7月末については管頭部、井戸の上までどっぷり浸かるような水位ではなかったということは確認できました。前回、御報告させていただいた東日本台風の際にはそれを上回るような状況だったので、このときは中から外に浸透水が出た可能性は否定できないというところでもございましたが、今回につきましては一応、管の中でとどまっているような状況でもございました。

○ **田村委員** 管の中でとどまっているというのは、管の中の水位は周囲の地面の水位を代表していると見ていいわけですね。

○ **庄子技術補佐** そうですね。

○ **田村委員** 管頭部は出ていても、管の立ち上がる場所の地面はやはり水没して。

○ **庄子技術補佐** はい、そのとおりでございます。

○ **田村委員** その水は地下から上がってきた水ですね。管を通して上がってきたのではなくて。

○ **庄子技術補佐** 御指摘のとおりでございます。ですので、水位、当然、地表面に降って集まる部分と、そしてそういった水位の部分があるかと思えますけれども、このときの状況をどう解釈していくかというのは、やはり御指摘のとおり大変重要なところだと考えております。

有害物質の項目については半年に2回の頻度でありますけれども、電気伝導率ですとか、硫酸イオンですとか、塩化物イオン、こちらについては毎月測定しておりますので、やはりこの傾向を見ると希釈かなというような低下が見られたり、御指摘のような嫌気的な状況

になったのか、分解が進んで増えたのかというような傾向も見られるので、ここは少し解析をする必要があるのかな。前回の台風のときもそのような傾向が見られましたので、ここ2回連続で冠水しているような状況もございますので、さらに解析を進めてまいりたいと考えております。

○ **田村委員** 是非それをこの場で概要でもお知らせいただければ。

○ **庄子技術補佐** はい、分かりました。御相談させていただきながら、御助言をいただきながら整理していきたいと思っております。

それから、菅生委員からモニタリングの赤字の部分とか低下の部分とかいうところがございます。藤巻委員からもありましたように、廃止に向けた解析とございますか、そういったところがありましたので、御助言を受けながら、町にも御報告等をさせていただきながら対応してまいりたいと考えております。

佐藤委員からダイオキシンの御発言等ございました。確かにダイオキシンについては分解されないものでございますので、これについては実際にモニタリングの結果としてこれまでも御報告をさせていただいております、様々なパターンにつきましても解析の結果を御報告させていただいているところでございます。

開削調査の御指摘もありましたけれども、それにつきましては以前の評価委員会でも御報告させていただいたところはありましたけれども、なおもって説明が不十分なところがあれば佐藤委員のほうに御説明をしたいと考えているところでございます。細見先生の論文、あるいは九州大学の先生の論文ということで、竹の内対策室のほうにも送付いただきました。中身を確認しながら、我々も知識向上に努めていきたいと考えているところでございます。

西村委員からは、先ほど戦略的なモニタリング、解析という部分で御助言がありましたので、一般的な傾向というよりは、様々なモニタリング項目と絡め合いながら、竹の内産廃処分場の状況を把握するためのモニタリング項目の見直しとか、そういったところを御助言いただきながら検討していきたいと考えているところでございます。簡単ではございますが、以上です。

○ **須藤委員長** 御説明ありがとうございました。どうぞ。

○ **柳澤室長** 佐藤委員から昨年、地元紙の記事の紹介をいただいたところでございます。内容につきましては不本意な部分もあるところでございますけれども、私達としては引き続き、情報公開については後ろ向きではなく、解体工事の地元説明会についても1回限りではなくて、工事が始まる前、途中、終わりという形でもやらさせていただいたという事実もございます。そういった中で、なかなか説明が不足したところはあるかもしれませんが、引き続き真摯な形で対応していきたいと思っております。様々な御指摘とか御意見、いただいております。それらを速やかに解決することがなかなか難しいところでもありますけれども、1つ1つ努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ **佐藤委員** よろしいいんですが、最初からだからね、竹の内対策室ができたときか

らの話なので、なかなか元には戻れません、これは。そういうことが1つあるんですね。当たり前なんだからね、それは。当たり前なんだと思っていますよ。

○ 柳澤室長 過去の経緯も御指摘いただいておりますが、十分踏まえさせていただきたいと思います。

○ 佐藤委員 過去なんてやったってしょうがない。

○ 柳澤室長 我々、本当に真摯にやっているつもりです。

○ 須藤委員長 それを踏まえて発言していますよね。

○ 柳澤室長 信頼関係を築きたいと思ってやらせていただきます。

○ 須藤委員長 ここばかりやっていると、また原点に戻って議論しなくちゃいけないるので。

○ 佐藤委員 いやいや、ここが一番大切なんじゃないですか。

○ 須藤委員長 大切なんだけど、今日の時点ではそこに踏み込んでしまうと、明日の朝までやらなくちゃいけなくなってくるので。

○ 佐藤委員 先生もだんだんとこっちと同じようなことを言うようになってきましたね。

○ 須藤委員長 私は会議を円滑に進めて、要するに目的を達成しなくちゃいけないのでね。

○ 佐藤委員 あまり円滑だとまずいんだよね。やる場所はやる。

○ 須藤委員長 それは佐藤委員の役割ですから。十分役割を果たして下さっていますので。

○ 佐藤委員 2日ぐらい寝られないんですよ、こうやって。

○ 須藤委員長 そうですか、わかりました。予定した時間がだいぶ経過をできてしまっている。

○ 稲森委員 1点だけ。新聞記事のことで思うんですけど、実は私も福島県のほうで環境影響評価審査会の会長をしていて、今専門委員になったのですが、今風力発電を作るとか、太陽光発電を作るといって、分厚い資料が住民説明会するとき、住民に公開されるわけです。それに対して、前はほとんど質問がなかったのに、最近は低周波音がどうだとか、コウモリがぶつかるとか、ものすごい量の意見が来るようになったんです。住民もものすごく勉強されていましてですね。海外の事例を入れて細かくいっぱい意見書が来たりするんです。その中の1点、今回の新聞と似たようなところが住民の意見から書いてあったんですね。というのは、この件を県の担当課に電話して質問したら、その担当課の方は、事業者から言われたことはこれだけだ。それ以外は答えられませんという言い方をして、すごく怒った意見の文章が来ていました。このあたりのことを職員教育もしっかりされておいたほうがいいかなと。福島県庁も全く同じようなことがありましたからですね。このあたりのところを住民の方々はものすごく勉強されているから、それに対して適正に回答ができて、この新聞みたいなのが起こると県庁さんも困るじゃないですか。ということで一応御紹介しました。以上です。

○ **佐藤委員** 勉強会をするなら講師を務めます。

○ **須藤委員長** そのときはまた是非。

それでは、一通り質疑応答が終わりましたので、この報告書がいくつか異議があるというよりは、ここはこうした方が良いですか、将来の見通しをつけるということを行ったほうが良いとかありましたが、1つ1つのことをここで取り上げるというのはよろしくないもので、とりあえず今年度の上半期の環境影響調査、これを提案のとおり調整して、多少言い訳の部分、先ほどの発言のところを少しちりばめて、それは委員長である私にお任せいただいて、原案どおりとりあえずは承認していただいて、その後の字句修正については私と事務局にお任せください。こういうふうにしてこの件については終了したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、これをもってこの委員会は終了するのですが、その他がございませぬ。事務局から何かありますか。

○ **柳澤室長** 特にございませぬ。

○ **須藤委員長** ありませんか。それでは、委員の皆さんは今もうないとおっしゃったので、時間を過ぎていますので省略をして、これをもってこの委員会を終了として、事務局に司会をお返しします。

○ **佐藤室長補佐** 長時間にわたり御審議をいただき大変ありがとうございました。

なお、次回の評価委員会の開催等につきましては委員長と御相談の上、また調整をさせていただきたいと考えております。また議事録につきましては後日、委員の皆様を確認していただくこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、第32回評価委員会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

○ **須藤委員長** どうもありがとうございました。それでは、これは毎回同じことですが、本日は2人の方からの御発言の御要望があるので、要するに番外と言ってはいけないのですが、委員会終了後、御意見を伺うというのが今までの習慣でございます。それでは、2人の方に順番に御発言いただきます。

○ **傍聴人（鈴木氏）** 地元の鈴木でございます。まずもって、昨年の夏に焼却炉の解体撤去ということについて実施をしていただいたことにつきまして御礼を申し上げたいと思います。大変地元としても安心をしております、まず大きな山を越えたのではないかなということで見えておりますけれども、しかし私はまだそこまで行っていないのではないかと。

焼却炉は大きな仕事でございました。しかし、引き続きまだこれから処分場本体の問題というのがございますので、引き続きまた一層頑張っていかなければいけないのではないかと考えております。

それで、ゲートのところに看板が立っております。埋立終了となっているのが私はこれはずいぶん大きく書いたんだなと思ったのですが、結局焼却炉解体と同時にあそこに埋立終了というふうにかかれますと、大きな山を越えて、これは処分場の問題が終わったんじゃない

いかなということを実感的に受けるんじゃないかというのが私一番心配しておりますね。このまま風化させてはいけないというふうに思っているわけです。

それで、埋立終了というのは2001年に仙台地裁において仮処分をもって、持ち込み停止というような処分が決定されているわけなので、その時点で既に、2001年の時点で埋立終了どころじゃない、3倍埋立ですね。埋めた量も3倍ですから。ですから3倍超過とか書くのなら分かるんだけど、とにかくそういう状態なんで、埋立終了なんてすると、まさに、このまま風化して困るという心配が残っております。

そこで、まさにそういう面ではこの焼却炉の解体撤去というのが私達にとっては中間点と、この問題のですね、というふうになっているなど。先ほど正隆さんは、これ始まりだというふうに言われましたけれども、始まりにしてはあれですけど、まずとにかく私は中間点に立ったのではないかというふうに思っていますので、これからまだとにかく半分残っているというふうに思っているわけでございます。

それで、処分場のまず焼却炉解体、次に三段池ですね。あの三段池、これも個人契約になっておまして、これもやっぱり返さなきゃいけないという状況になっていますのでね。それについてもやはり早束手掛けていく必要があるのではないかというふうに思っているわけですね。三段池について、今使っているというのであれば、処分場の中に例えば浄化槽とか、あるいは沈殿池とか、そういうものを設けて、そこを通して外に水を出していくというような、そういうことをやはり考えるべきではないかというふうに思っております。

次に、東側の排水路がありますけれども、これもやはりこれまで長年使って、かなりちょっと壊れてきておしますので、これについても整備が必要なんじゃないかというふうに思っています。これについても、代執行という形になると思いますけれども、これまでも代執行ということをしてこられたので、その勢いで実施をしていただきたいと思っておりますのでございます。

最後に、本体の問題です。処分場本体については廃止基準を超える有害物質がまだ随分ありますので、これらの撤去については、今先生方から色々御意見があるような中身になっているわけでございます。いかにしてこれをなるべく早く排除して、そして処分場の廃止につなげるかというような、まさに課題だと思うのです。そういう面では何か、さっき言った沈殿池とか、あるいはポンプアップして浄化していくこととか、そんなにお金のかからない方法でできるのではないかというふうに思っておりますので、これについて検討をお願いしたいと思っておりますのでございます。

村田町がこの風評被害によってだいぶ印象が悪くなっておりますので、いつ頃廃止ができて、あそこを再利用できて、新しい展望が見えるのかというのがやはり地域活性化のまさに柱となるのではないかと思いますので、そういう先の見える対策というものを私達は望んでおりますので、是非その辺について検討をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○ 須藤委員長 それではどうぞ、続けて発言をお願いします。

○ **稲森委員** 須藤委員長、今のお話のポイントでね、まず焼却炉を撤去したことで安心しましたというのが1つで、それは中間点ですよと。それと、三段池という、浄化反応槽とか沈殿池みたいなものでお金のかからない方法でできるんじゃないでしょうかということが2つ目。それと3つ目が東側の排水路の問題。それを何らかの形で適正に対処することがよいと思います。そして、処分場本体は今日議論したところですよ。それで、これまで代執行とか行って来たわけですから、とにかくお金のかからない方法で、そして村田町の風評被害で今印象が悪くなっているというのも事実だから、それをうまく解決できるような方向性を検討した方がいいですよというお話だったと思います。

○ **須藤委員長** 状況はよく理解できましたので、続きまして、大内さん、どうぞ。

○ **傍聴人(大内氏)** 今日はどうも御苦勞様でした。大体言い尽くされたのだろうと思いますけれど、まず今やってもらっている対策室の方々に感謝申し上げたいと思います。

というのは、以前はこれほど真剣に取り組んでいただいていたような気がするんです。これ、事実だと思う。気がするだけでなく。やっぱり突っ込んで、モニタリングで色々な調査をやってもらっています。

ただ、私、思うのは、モニタリングはモニタリングで必要なんですけど、その結果が出たのに対して対策をどのようにするのか。ダイオキシンとか砒素、鉛などあそこにある限りやっぱり安心して生活できないわけですよ、近所の住民にとっては。

ですから、早くあそこに廃止というか、人が出入りできるような、全部バリケードですか、あれ全部取り外して、そしてきれいな、昔のように出入りできるような状態を早く作っていただきたいなと思っています。副委員長さんであられた先生、お亡くなりになったのに関して、私もその母親ぐらいの年齢なんです。ですから、やっぱり私達の元気なうちに目途をつけてもらいたいなと思っていますので、先生方、そして職員の方々に強く、早く廃止、あそこを自由に出入りできるような場所にしていきたいなと思って、よろしく願いいたします。

○ **須藤委員長** どうも本当にありがとうございました。本日は環境生活部の幹部の部長、次長、皆さん御出席のもとに真剣に聞いていただいたと思いますので、今後、今のようなことを活かしてどういうふうにするかというのは次回にでも意見を伺えばいいし、それから、次の次ぐらいになるのかな、議題の中に入れていかないといけないかなと思っていますので、佐藤委員から色々な御発言があるのですが、どういうふうに関後展開するかは皆さんの御意見を伺った上で、今日は議事ではございませんので、住民の代表の意見、お二人の意見を踏まえてそのように感じましたので、よろしくどうぞお願いいたします。

以上をもって本日の委員会全てを終了させていただきます。ありがとうございました。

(終了)